

参考データ集

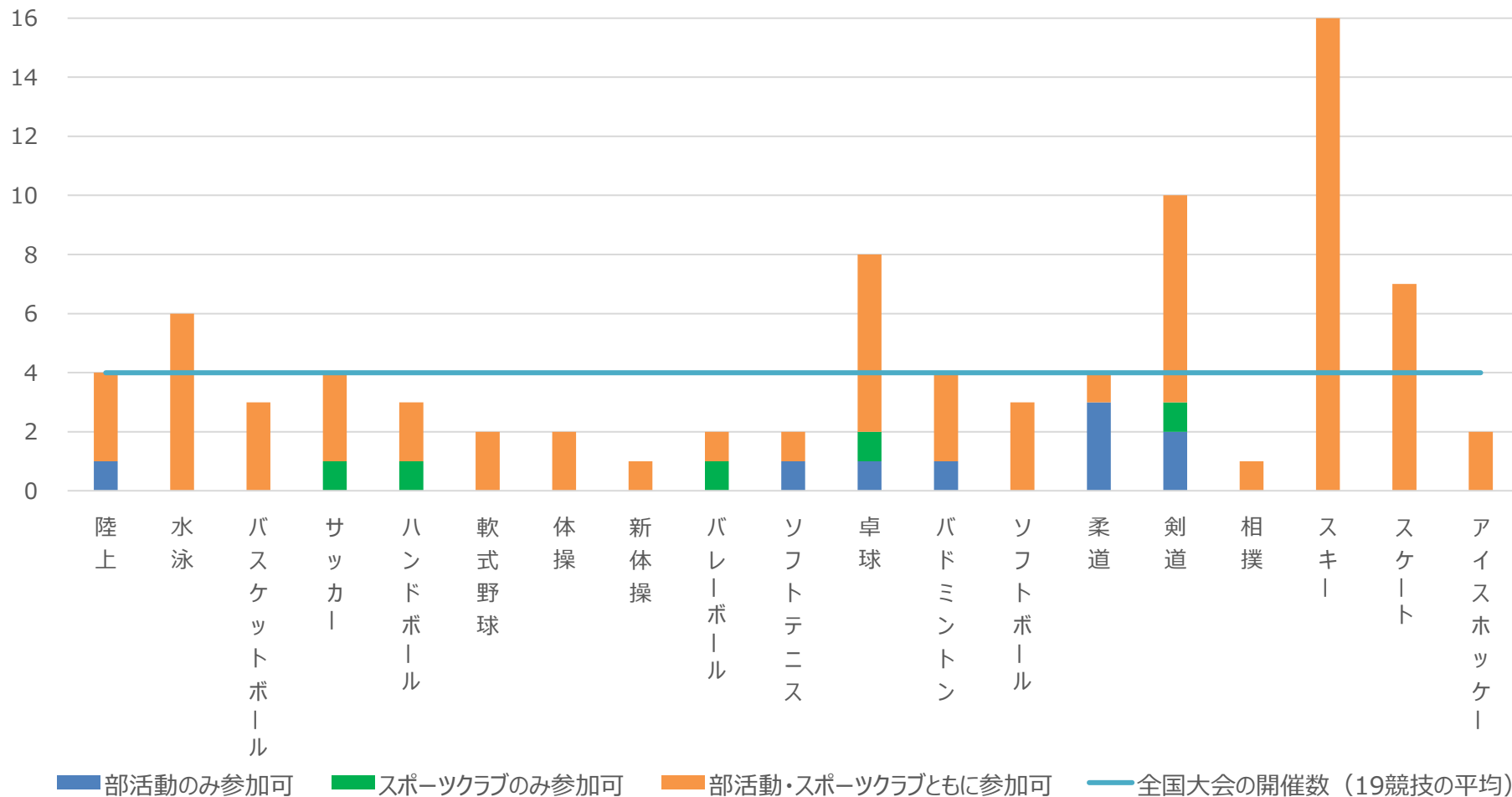
(第4回運動部活動の地域移行に関する検討会議)

議題 1 関係

大会の在り方

中学生年代が参加可能な全国大会の状況①

- 全国中学校体育大会で行われる**19競技の全てにおいて、競技団体等が主催する全国大会が開催**されている。
- 各競技において全国大会は、**年間を通じて複数回開催**されることが多く、**19競技における平均開催数は、年4回**となっている。

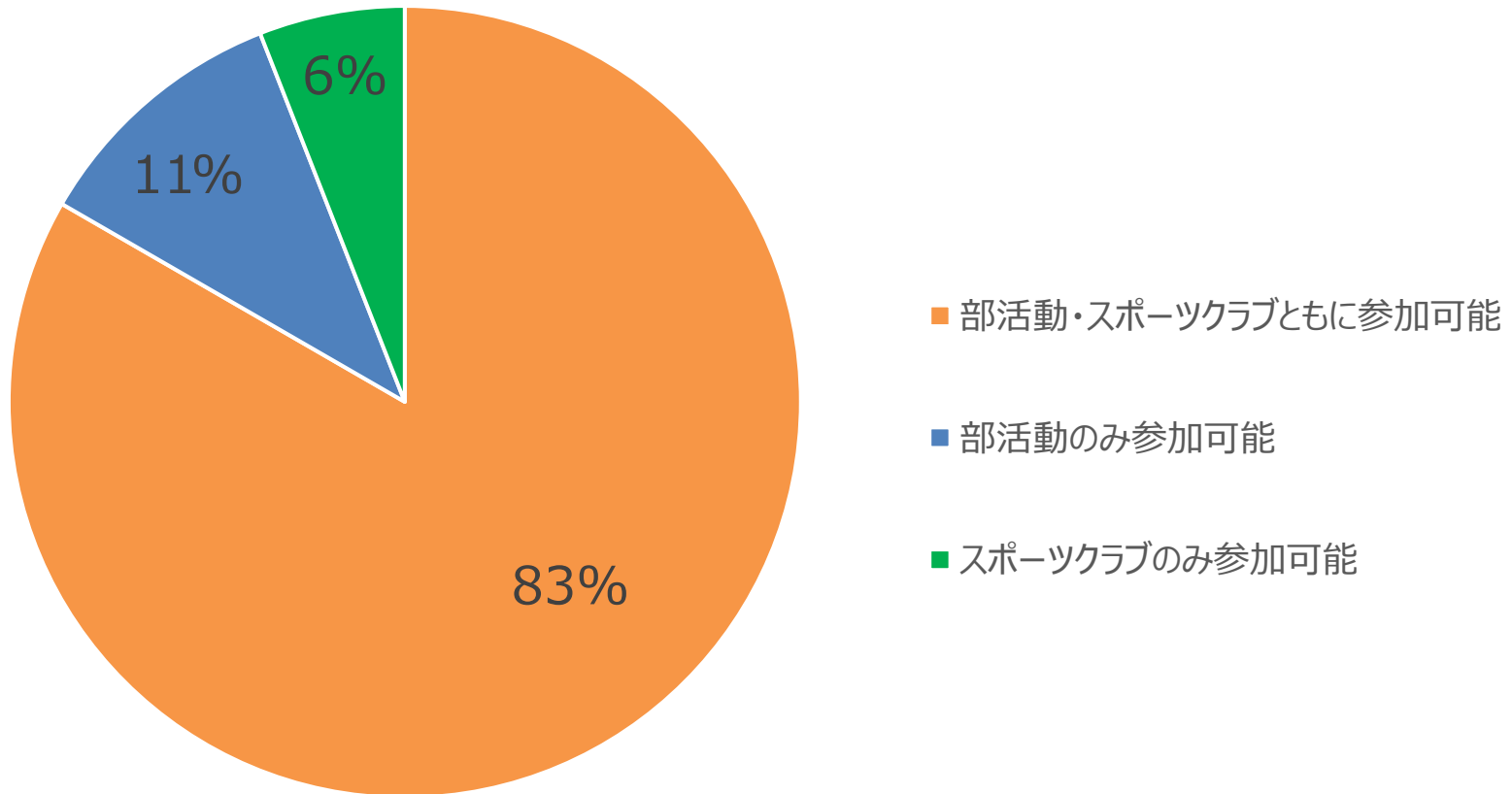


※剣道やスキー等においては、都道府県大会等の予選会を実施せずに、広く全国から参加者を募る全国大会も含む。

(出典) スポーツ庁「地域におけるスポーツ大会・スポーツ団体等に関する調査分析」を基にスポーツ庁で作成

中学生年代が参加可能な全国大会の状況②

- 競技団体等が主催する全国大会については、**8割以上の大会が部活動・スポーツクラブの両方が参加できる規定**となっている。



N = 84

全国中学校体育大会における参加資格について

- 全中大会における参加資格は、原則として、**単独の学校単位で組織されたチーム**ととされている。
- チーム競技の7競技については、各学校で**競技ごとに規定された人数を下回った場合のみ、複数校による合同チームを編成**し、大会に参加することができる。

全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

7 参加資格

- (1) 参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。
- (2) 年齢は、平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者に限る。（年度毎に繰りさげる。）
- (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月30日までに、都道府県中学校体育連盟を通して、（公財）日本中体連に申し出ること。
- (4) 陸上競技、水泳競技、スキー、スケートについては、標準記録等で選抜されたものとする。スキーにおける選抜は、各都道府県中学校体育連盟において選考された者で、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。
- (5) 陸上競技、水泳競技、スキー、スケート以外の競技については、ブロック大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。柔道、剣道、駅伝、相撲については都道府県大会で選抜された一校単位で組織するチームとする。
但し、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケーについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」に基づき、複数校合同チームでの参加ができる。

全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程（抜粋）

(1) 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム（以下合同チームという）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2) 条 件

- ① 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。

④ 個人種目のない以下の競技（7競技）に限る。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、ハンドボール（7）、軟式野球（9）、ソフトボール（9）、アイスホッケー（11）

※但し、（ ）内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

全国中学校体育大会における引率について

- 全中大会における生徒の引率は、原則として**校長・教員・部活動指導員が行うこととされている。**
- 個人競技は、限定的に外部指導者（コーチ）の引率が認められているが、**個人競技の団体戦やチーム競技の7競技は、外部指導者（コーチ）の引率は認められていない。**

全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

全国中学校体育大会引率細則（抜粋）

9 引率・監督

(1) 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※1とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合は、「参加申込書」の監督者及び引率者の欄に指示されている印を付け、必要事項を記入する。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。以下同じ。

(2) 全国大会では外部指導者（コーチ）をおくことができる。外部指導者（コーチ）は、出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込み時に提出する。但し、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。（水泳飛び込み、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）、スケート、スキー、アイスホッケーは、この項省く）

(3) 全国大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

(4) 全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「全国中学校体育大会引率細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者（コーチ）の引率を認める。

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者として外部指導者（コーチ）の引率を認めるものではない。

(1) 引率者としての外部指導者（コーチ）の規定

①当該校の校長が認めた20歳以上の成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者（コーチ）としての契約がなされていること。

②引率者としての外部指導者（コーチ）は、各大会の申込用紙の引率外部指導者（コーチ）欄に必要事項を記入すること。

③引率者としての外部指導者（コーチ）に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として都道府県中学校体育連盟会長または競技部長（専門委員長）から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。

④この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

2) 引率者としての外部指導者（コーチ）の引率を認める個人競技は、次の12競技とする。但し、団体戦は該当しない。

①陸上競技 ②体操競技 ③新体操 ④卓球 ⑤柔道 ⑥剣道

⑦水泳競技 ⑧バドミントン ⑨相撲 ⑩ソフトテニス ⑪スキー

⑫スケート

◎陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。

◎ソフトテニスはダブルスのみなので、個人種目として取り扱う。

（1）調査内容

- ・今後の中体連主催大会の参加資格の見直しについて
- ・各都道府県大会における参加資格の現状について
- ・各都道府県大会における複数校合同チーム参加規定の現状について
- ・今後の全国中学校体育大会（全中大会）の在り方について

（2）調査対象

都道府県教育委員会（47自治体）

（3）実施期間

令和4年2月10日～令和4年2月16日

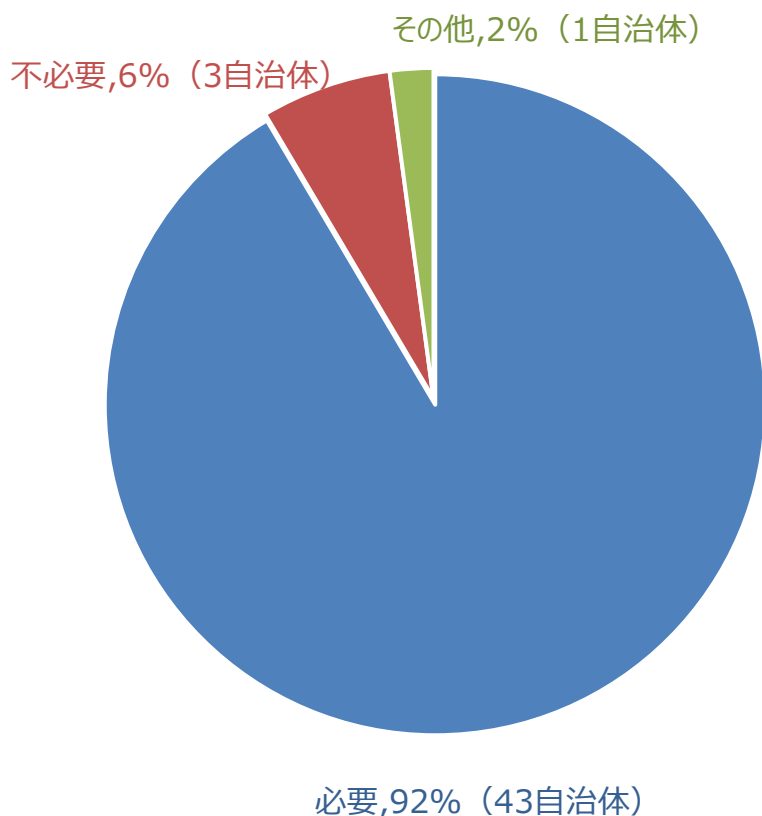
（4）調査方法

調査票を各都道府県教育委員会へ送付・回収（回収率100%）

中体連主催大会に関するアンケート（参加資格見直しの必要性）

- 運動部活動の地域移行を見据えた中体連主催大会の大会参加資格の見直しについて、92%の自治体が「必要」と考えている。

問 令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行を実施していく上で、生徒や保護者などの関係者の理解を得ていくためには、中体連主催大会の大会参加資格の見直し（学校以外の地域のスポーツクラブ等の参加を認めること等）が必要と考えますか？



〈「必要」の主な理由〉

- ✓ 生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツに取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しているため。
- ✓ どの生徒にも平等に出場機会が与えられるべきであるという観点からも、見直しは必要である。

〈「不必要」の主な理由〉

- ✓ 中体連は、あくまでも学校単位での活動のための組織であり、今後も現在の体制が望ましい。
- ✓ 教育活動の一環として行われてきた運動部活動の成果発表の場としての位置づけと考えられる参加資格は、柔軟にする必要はあれど、見直しまでは不要。

〈「その他」の主な理由〉

- ✓ 大会参加には、加盟や登録が前提となることから、組織の在り方そのものをどのようにするのかという議論が必要である。方法論ばかりでは、問題の解決には至らないと考える。競技団体主催の全国大会も複数開催されている状況の中で、中体連主催の全国大会の必要性の議論が必要ではないか。

中体連主催大会に関するアンケート（参加資格見直しのメリット等）

- 大会参加資格の見直しによって、成果発表の機会の確保や地域のスポーツ活動の充実・発展につながるなど、子どもたちが裨益するメリットが挙げられる一方、大会運営や各種制度上の課題が見られる。

問 中体連主催大会の大会参加資格の見直し（学校以外の地域のスポーツクラブ等の参加を認めること等）した場合に考えられる影響（メリット、デメリット（課題））について教えてください。

〈主な「メリット」について〉

- ✓ 地域スポーツ活動に参加する生徒の成果発表の機会の確保につながるのではないかと。
- ✓ 学校の部活動以外で活動している生徒やチームの参加が可能になり、総合型地域スポーツクラブなどの活性化につながるのではないかと。
- ✓ 大会が定着すると、地域で子どもたちのスポーツ活動を応援したり、地域の特色が見られたりする等、地域のスポーツ活動の充実・発展につながるのではないかと。
- ✓ 地域クラブが活動の主体となることで、平日・休日問わず学校部活動の地域移行の進展が見込まれるのではないかと。
- ✓ 競技団体が大会運営に参画することで、教職員の負担軽減が見込まれるのではないかと。
- ✓ 特定の種目に限定されず、生徒の選択の幅が広がるのではないかと。
- ✓ 競技力向上、トップアスリートの育成につながるのではないかと。
- ✓ 競技人口の増加につながる可能性があるのではないかと。

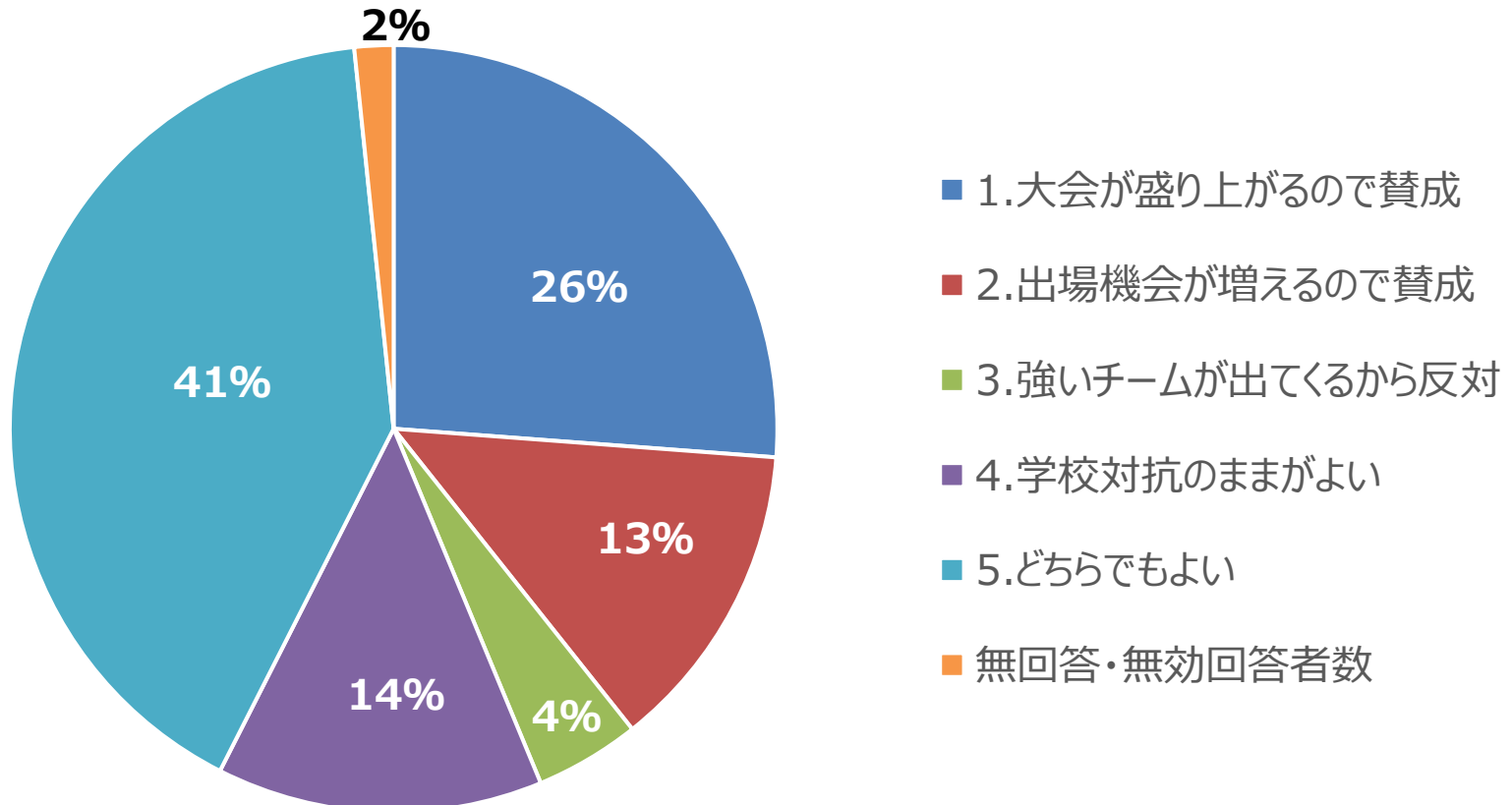
〈主な「デメリット（課題）」について〉

- ✓ 中体連、学校部活動の存在意義が薄れるのではないかと。
- ✓ 民営のクラブチームを含めた地域クラブ全般の参加を認めることは、生徒や学校現場に混乱を生じさせるのではないかと。
- ✓ チームの利益、名声獲得のため、大会が完全勝利至上主義となり、教育の域を脱してしまい、有望選手の引き抜きなど、生徒の商品化が進むのではないかと。
- ✓ 学校対抗での大会という価値が薄れるのではないかと。
- ✓ 生徒の学校帰属意識の低下が考えられるのではないかと。
- ✓ 勝利至上主義の活動が加速する可能性が高まり、学校だけで活動する子供たちが減少するのではないかと。
- ✓ 選手登録の方法が、チームごとになることで、各競技団体の業務が煩雑にならないかと。
- ✓ 大会を実施するためには、学校の教育活動ではなくなるため、教職員などによる大会を運営するスタッフの確保が困難になるのではないかと。
- ✓ 学校部活動以外からの参加の場合、事故等に関する責任の在り方はどうなるのか。

地域クラブの大会参加について（生徒の意識調査から）

- 部活動が参加する大会に地域のクラブが参加することについて、「大会が盛り上がる」や「出場機会が増える」の理由から**39%の生徒が賛成**している。
- 一方、「強いチームが出てくる」等との理由から**18%の生徒は反対**している。
- なお、賛否を明らかにせず「**どちらでもよい**」と回答した生徒は**41%**である。

問 部活動が参加する大会に地域のクラブが参加することになったらどのように思いますか（n：28665）



アンケート調査（大会の開催状況・参加実態調査）

大会の開催状況と参加実態を把握するために、 中体連向け（開催状況）と教員向け（参加実態）の2つのアンケート調査を実施した

		中体連向け調査	教員向け調査
実施時期		<ul style="list-style-type: none">2021年7月中旬-8月下旬	<ul style="list-style-type: none">2021年11月上旬-12月上旬
目的		<ul style="list-style-type: none">地方大会の開催状況の把握	<ul style="list-style-type: none">中体連向け調査で網羅的に把握した大会に対する、部活動側からの参加実態を把握する
調査項目		<ul style="list-style-type: none">2019年に開催された大会等既に廃止された大会等大会等の現状に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none">中体連向け調査で把握された大会等への参加状況中体連向け調査で把握された大会等以外への参加状況大会等の現状に関する課題認識
回答者	役職	<ul style="list-style-type: none">中体連の競技専門部長	<ul style="list-style-type: none">部活動の教員顧問（対象市内の全市立中学校）
	自治体	<ul style="list-style-type: none">政令市・中核市・県庁市	<ul style="list-style-type: none">左記のうち4自治体
	競技	<ul style="list-style-type: none">男子：サッカー、卓球、陸上競技、剣道女子：ソフトテニス、バレーボール、水泳競技、体操競技	<ul style="list-style-type: none">左記のとおり ※一部未実施の種目を除く
回答数		<ul style="list-style-type: none">451件（864件中 = 上記対象市×8競技）全都道府県から最低1件以上の回収	<ul style="list-style-type: none">426件

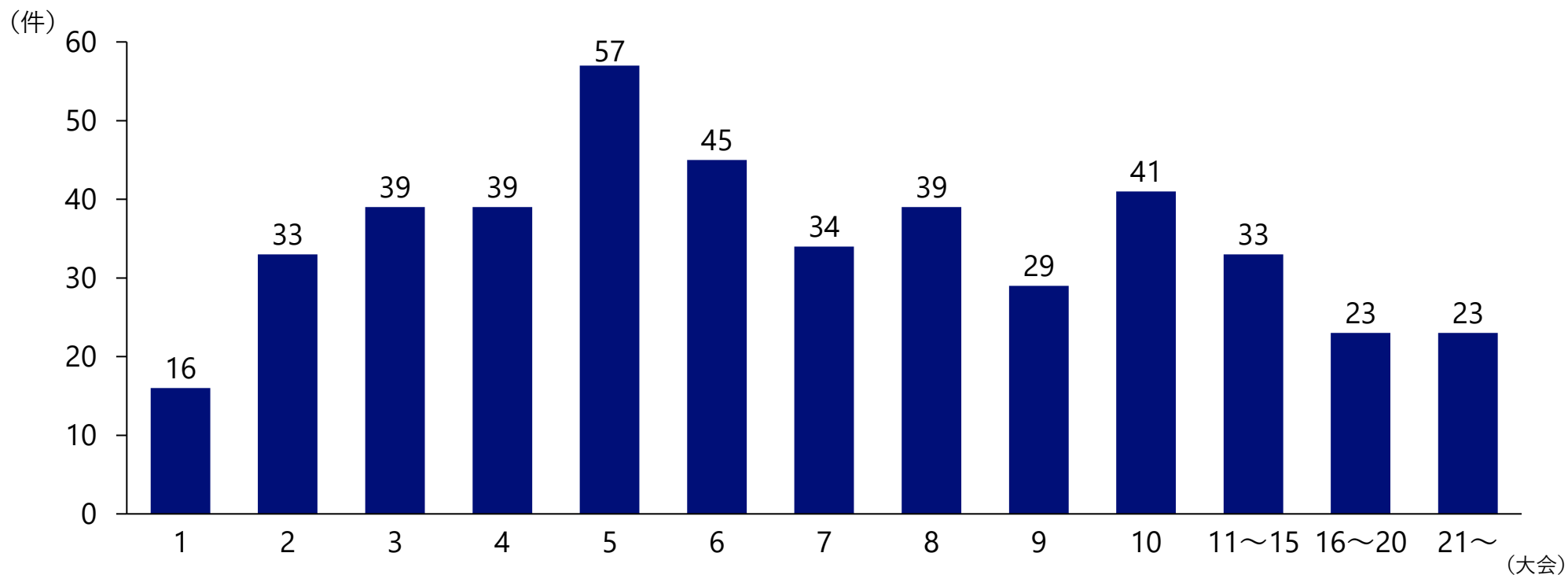
1. 大会の開催・参加状況 | 主催団体による開催状況 | 大会の開催数

一競技における大会開催数の平均は8大会であり、多くが2～10大会の範囲に収まる

集計上の
注意

- 回答者ごとに回答の充実度が異なるため、実際の開催数より値が少ない可能性が否定できない

2019年度における大会の開催数 (N=451)

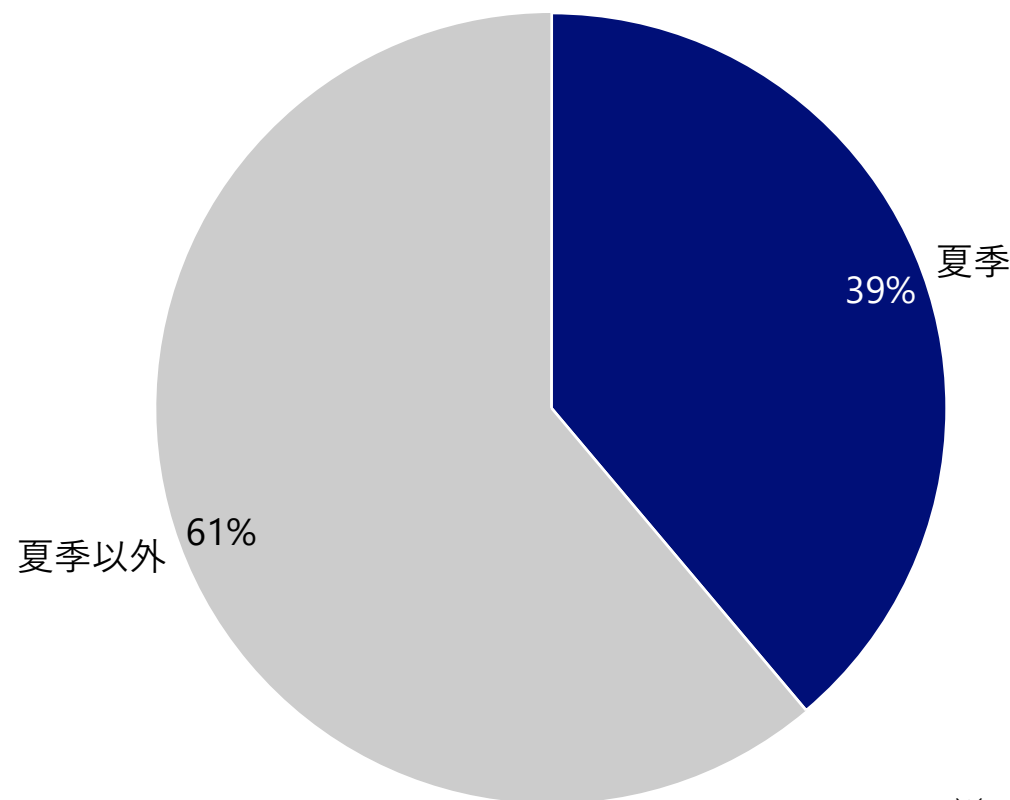


1. 大会の開催・参加状況 | 主催団体による開催状況 | 大会の開催時期

夏季（6-8月）を跨ぐ期間に開催されている大会は39%。

多くの大会が夏季期間に集中しており、大会日程が過密になっている可能性が示唆される。

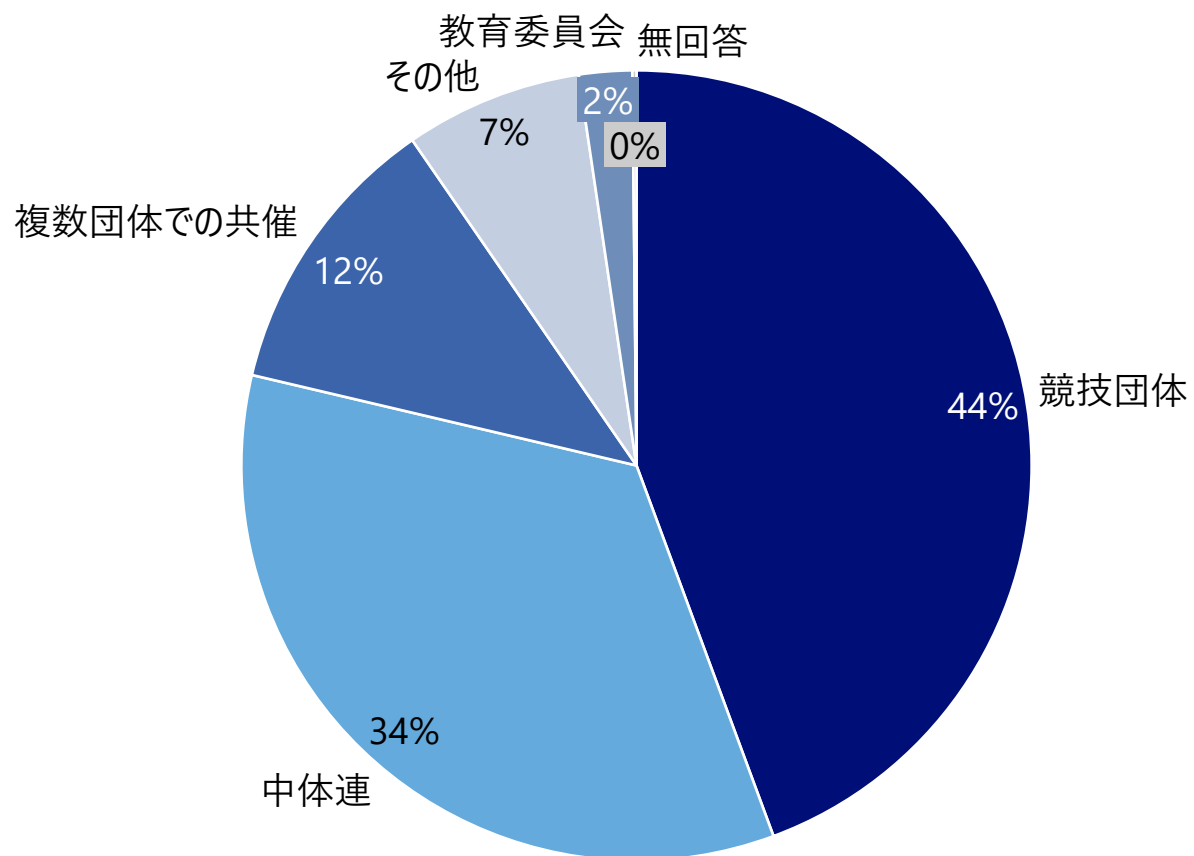
夏季に開催されている割合（N=3,589※）



※ 開催期間について無回答の4回答を除く。

1. 大会の開催・参加状況 | 主催団体による開催状況 | 大会の主催団体 競技団体や中体連が主催する大会が8割弱を占める

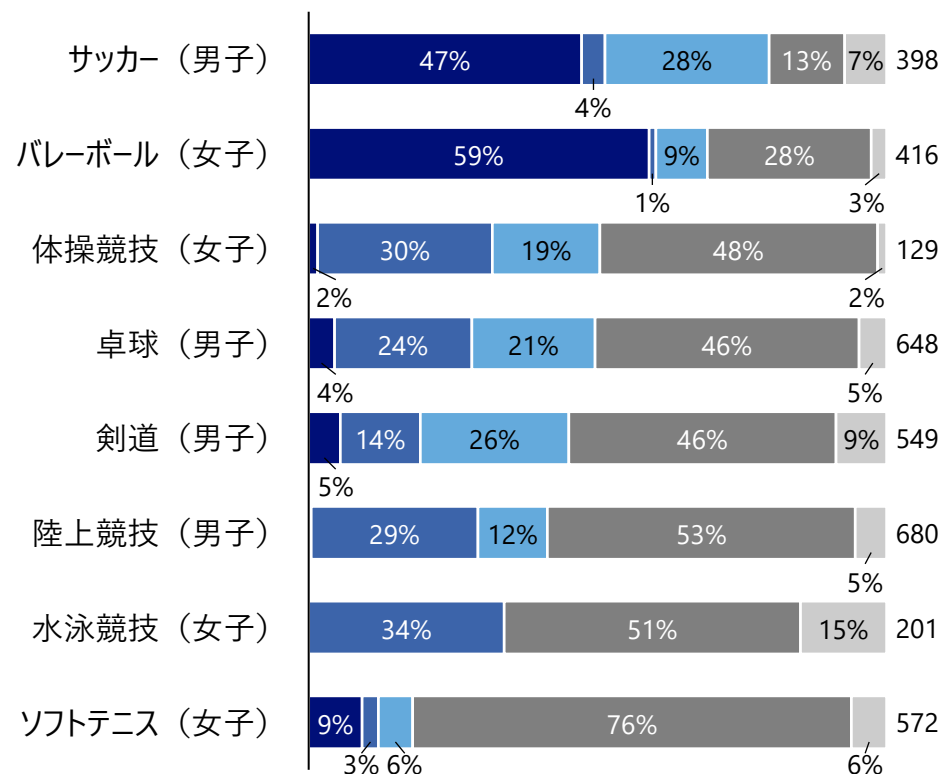
主催団体の割合 (N=3,593)



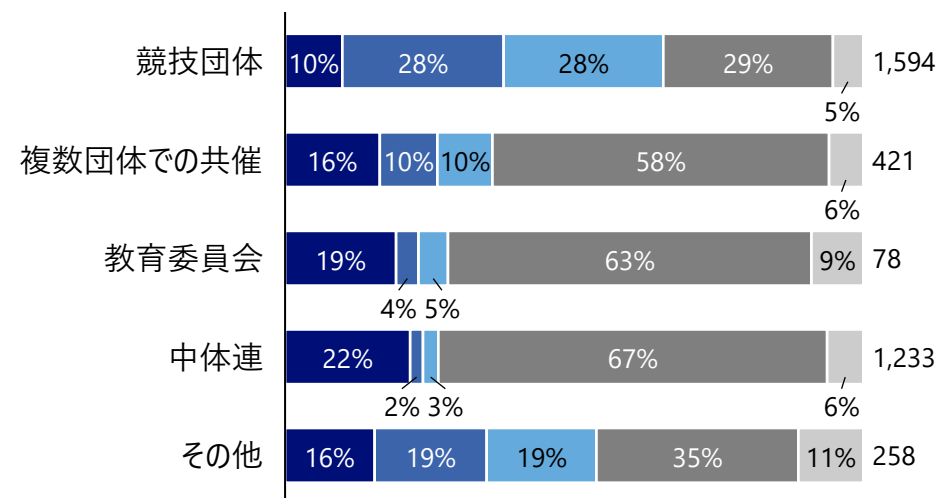
1. 大会の開催・参加状況 | 主催団体による開催状況 | 大会の主催団体

大会参加資格は競技・主催団体ごとに大きく異なる

競技名×大会参加資格 (N=3,593)



主催団体×大会参加資格 (N=3,587※)



■ 複数校合同部活動 ■ 地域スポーツクラブ等のスポーツクラブ ■ 上記いずれも ■ 学校単位の部活動以外の参加資格はない ■ わからない・無回答

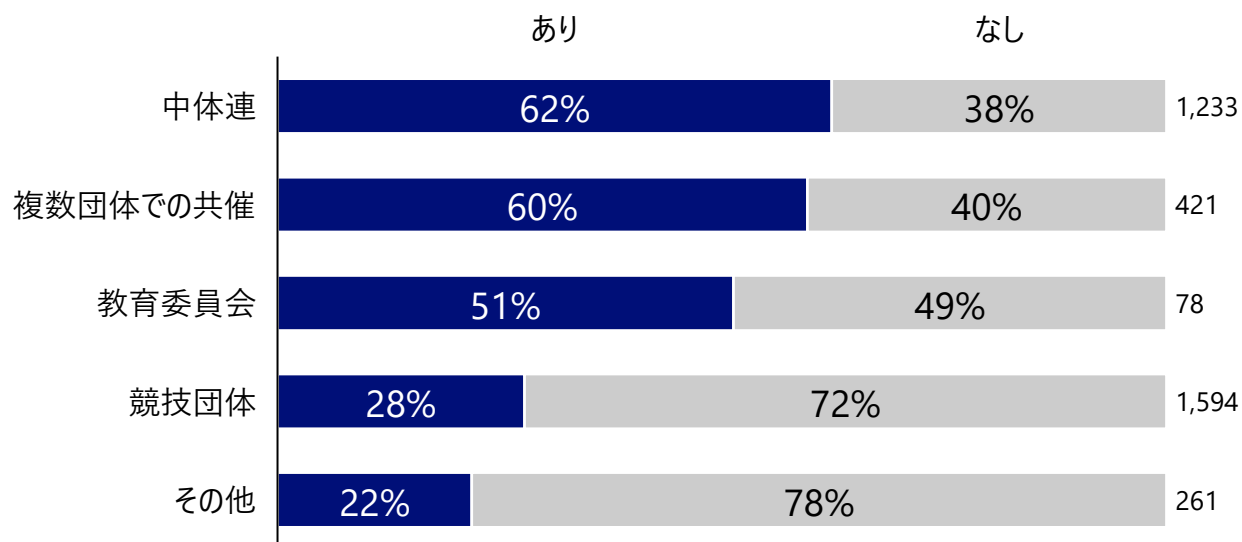
※無回答6件を除く

※主催団体の設問に無回答の6件を除く

1. 大会の開催・参加状況 | 主催団体による開催状況 | 上位大会

競技団体が主催する大会は、中体連主催のものに比べて上位大会に繋がらないものが多い

主催団体×上位大会の有無 (N=3,587※)



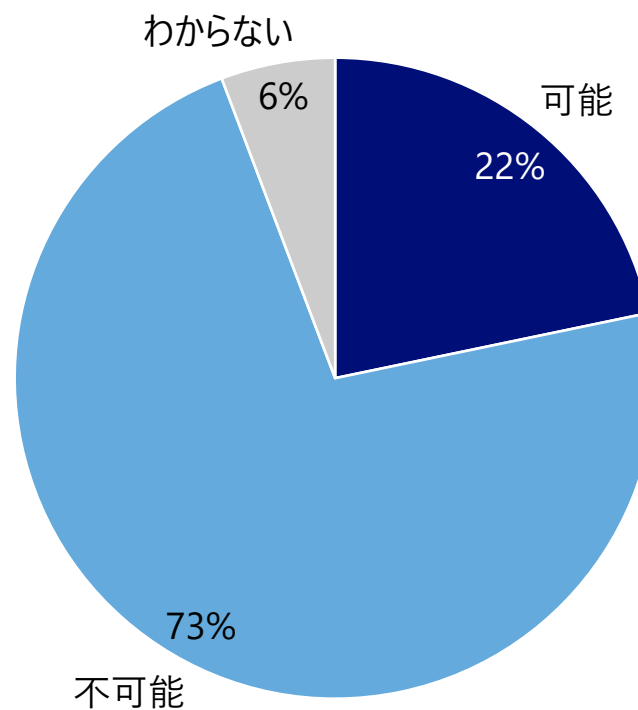
※主催団体の設問に無回答の6件を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 関与の実態

教員の運営関与が必要不可欠な大会は、全大会数の73%

- 開催前・開催中のいずれかに「不可能」と回答した場合、「不可能」として集計。
- 開催前・開催中のいずれも「わからない」と回答した場合のみ、「わからない」として集計。

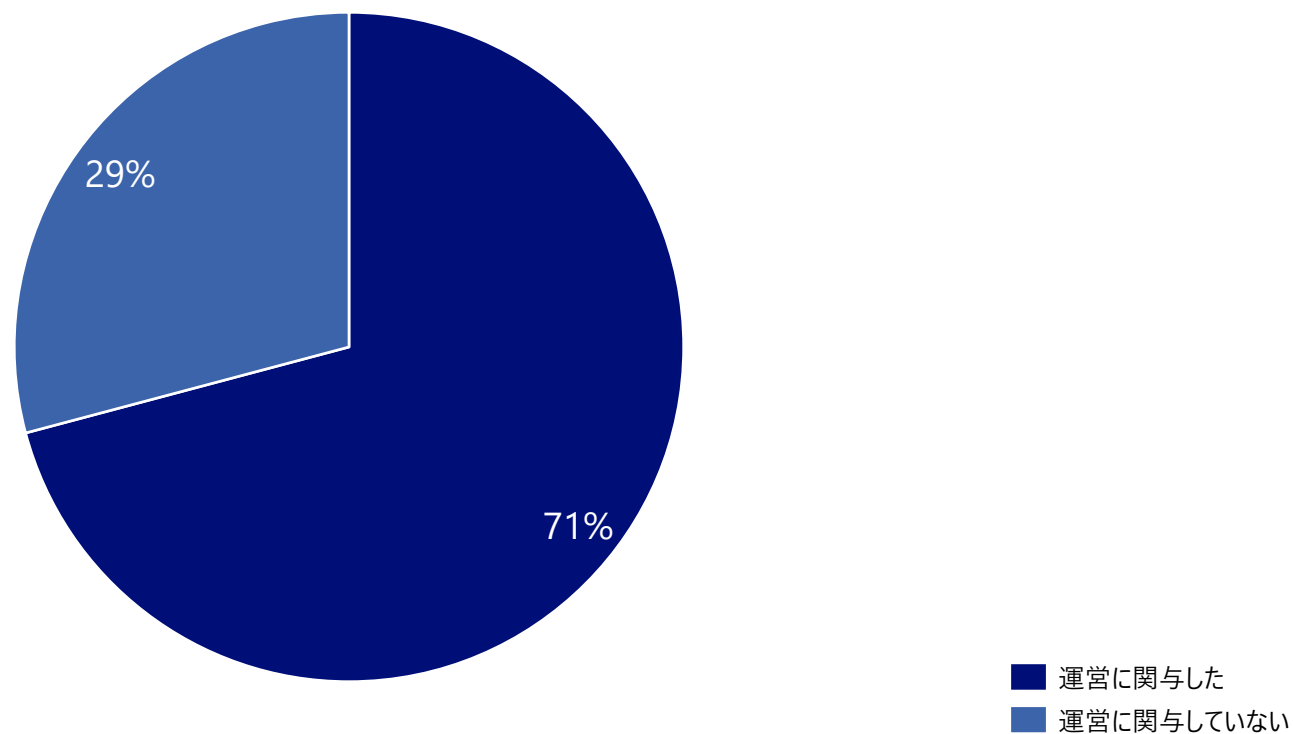
教員抜きでの大会等運営の可否（全体）（N=3,593）



2. 教員の大会運営への関与 | 関与の実態

教員が運営に関わった大会の割合は71%

当該大会の運営に関わった割合 (n=1,668※)

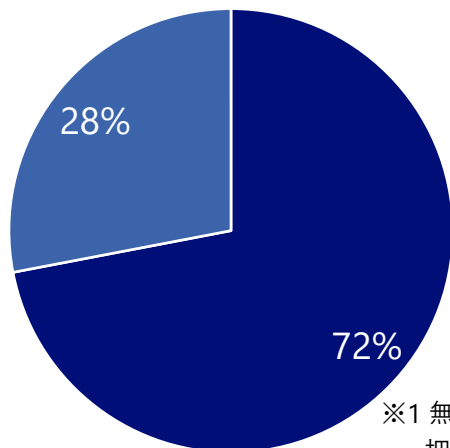


※無回答、自身の着任前のため把握していない1,602回答を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 関与の実態

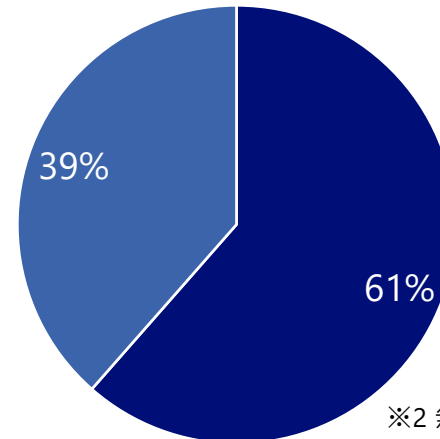
【主催団体別】運営に関わった大会の割合について、
競技団体主催の大会でも、60%以上の大会で教員が運営に関わっている

中体連 (n=457※1)



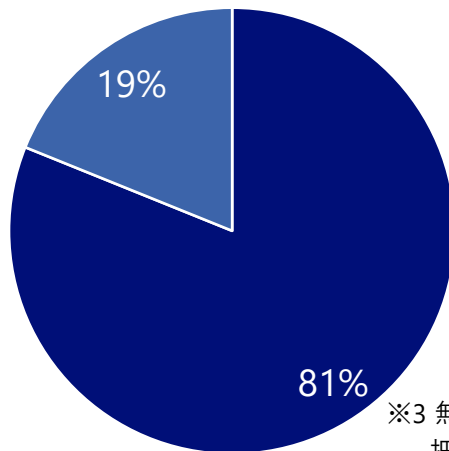
※1 無回答・自身の着任前のため
把握していない305回答を除く

競技団体 (n=623※2)



※2 無回答・自身の着任前のため
把握していない825回答を除く

その他 (n=540※3)



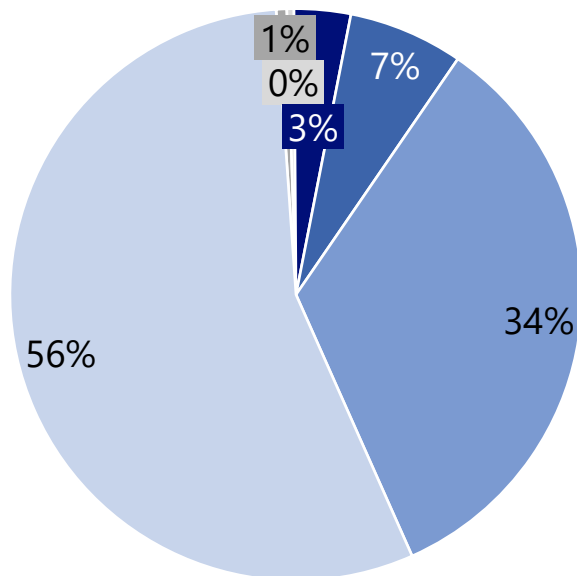
※3 無回答・自身の着任前のため
把握していない399回答を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 関与の実態

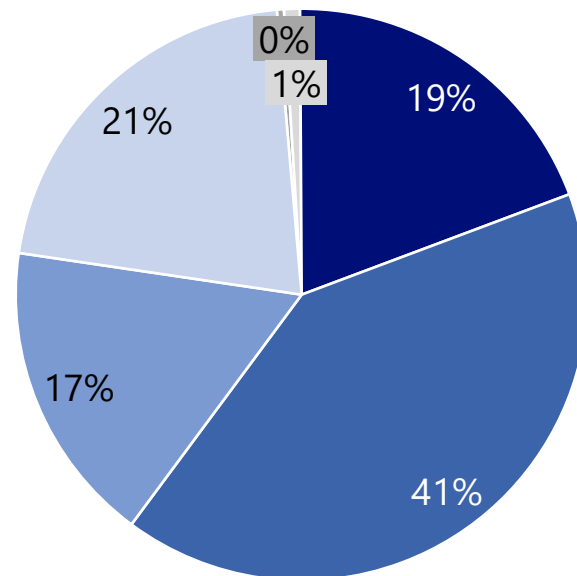
大会等の運営について、開催前は関わっていない割合が最も高く、開催中は5-10時間従事している割合がもっとも多い。

大会等の運営業務に携わった延べ時間

開催前 (n=2,196※¹)
(会場確保、日程調整、抽選、資料作成等)



開催中 (n=2,186※²)
(会場受付、救護窓口、審判、試合記録等)



■ 50時間以上 ■ 30 - 50時間 ■ 10 - 30時間 ■ 5 - 10時間 ■ 1 - 5時間 ■ 0時間

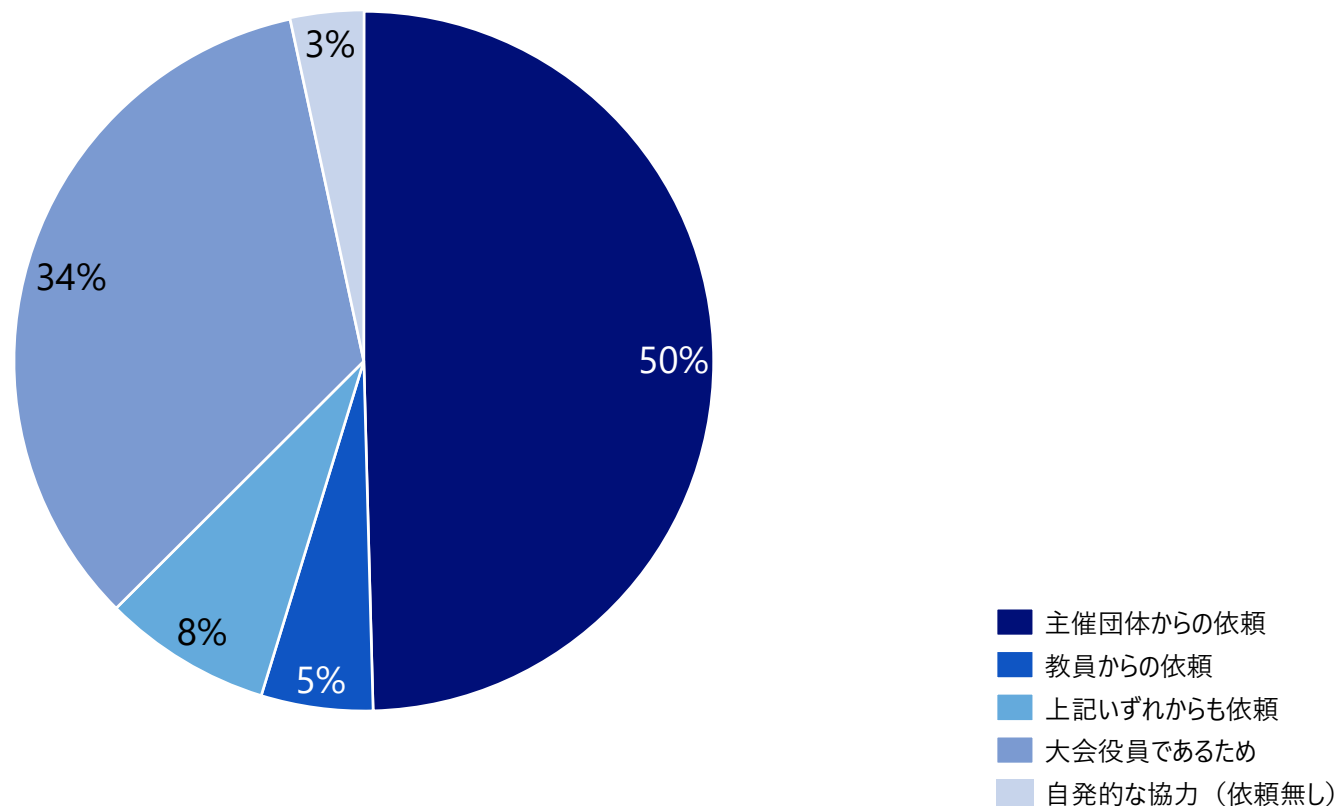
※1 無回答、自身の着任前のため把握していない1,074回答を除く

※2 無回答、自身の着任前のため把握していない1,084回答を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 関与の実態

教員が運営に関わった大会のうち、
運営に関わることになった経緯は、主催団体からの依頼が多数を占める。

当該大会に関わった経緯 (n=1,182※)

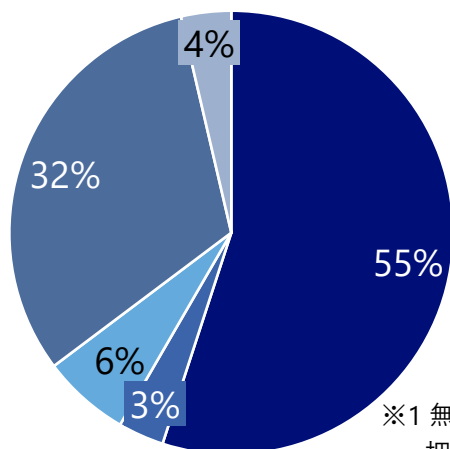


※無回答、自身の着任前のため把握していない2,088回答を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 関与の実態

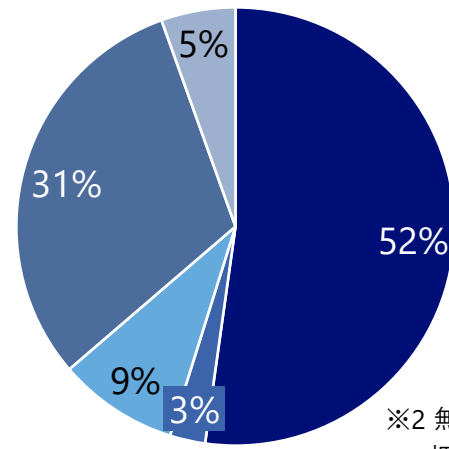
**【主催団体別】運営に関わることになった経緯について、
競技団体主催大会も教員に運営を依頼している割合が高い。**

中体連 (n=329※1)



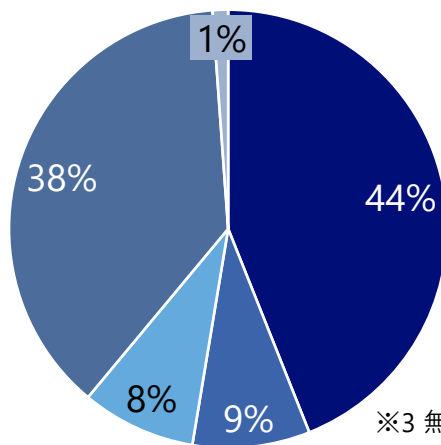
※1 無回答・自身の着任前のため
把握していない305回答を除く

競技団体 (n=383※2)



※2 無回答・自身の着任前のため
把握していない825回答を除く

その他 (n=439※3)



※3 無回答・自身の着任前のため
把握していない399回答を除く

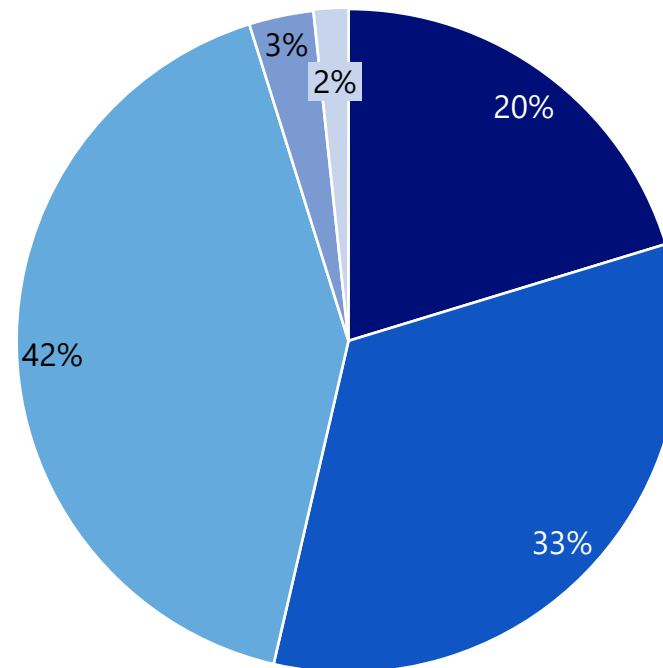
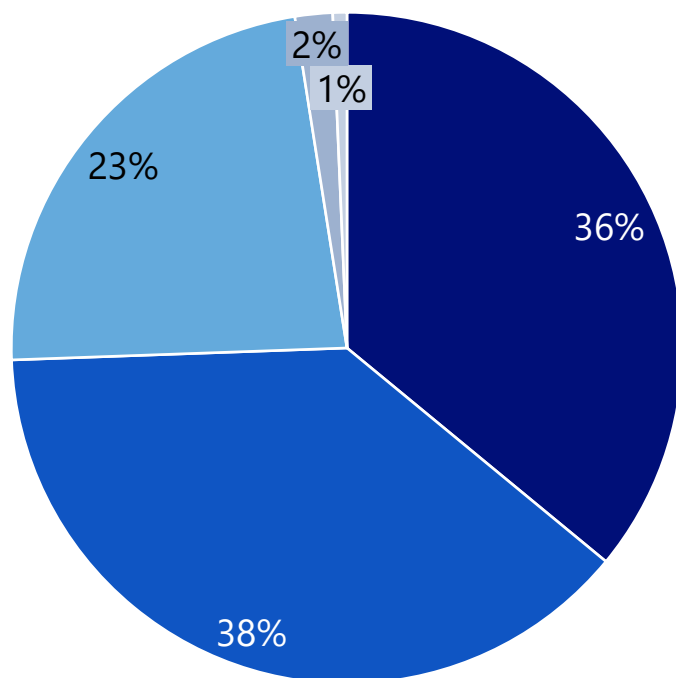
- 主催団体からの依頼
- 教員からの依頼
- 上記いずれからも依頼
- 大会役員であるため
- 自発的な協力 (依頼無し)

2. 教員の大会運営への関与 | 負担感

大会等の運営に関する教員の負担感が高い。特に中体連役員（専門部長）に就いている教員にとっての負担感は、一般の顧問教員よりも高い傾向にある。

【中体連専門部長向け調査】大会等運営に関する教員の負担（N=442※1）

【顧問教員向け調査】大会等運営に関する教員の負担（n=414※2）



■ とても大きい
 ■ 大きい
 ■ どちらでもない
 ■ 小さい
 ■ とても小さい

※1：無回答の9回答を除く

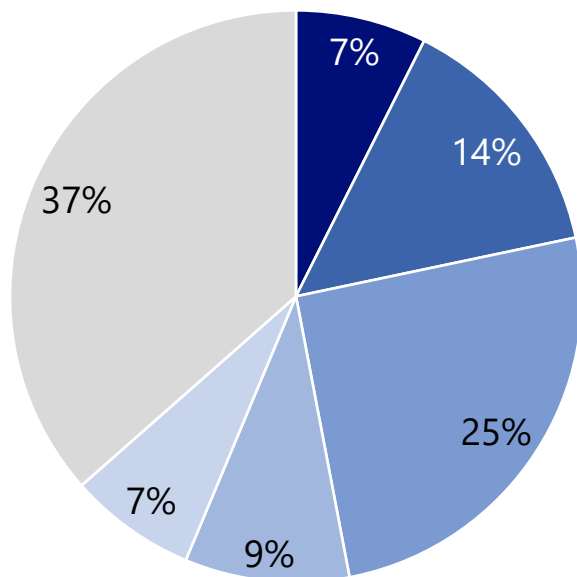
※2：無回答の12回答を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 負担感

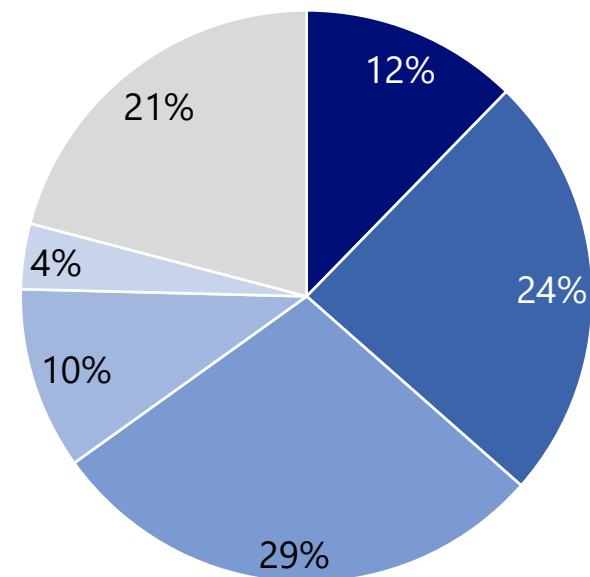
大会等の運営に係る教員の負担感のうち、多くは大会開催中の負担と推測される

大会等の運営業務の負担

開催前 (n=1,591※1)
(会場確保、日程調整、抽選、資料作成等)



開催中 (n=1,597※2)
(会場受付、救護窓口、審判、試合記録等)



負担はとて大きい
 負担は大きい
 どちらでもない
 負担は小さい
 負担はとて小さい
 運営に関与していない

※1 無回答、自身の着任前のため把握していない1,679回答を除く

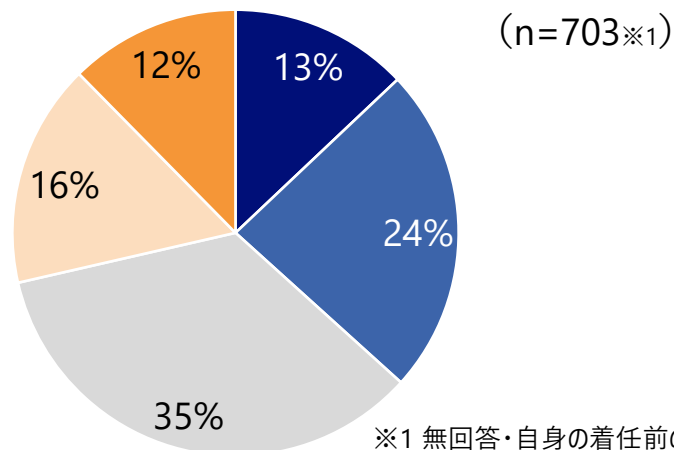
※2 無回答、自身の着任前のため把握していない1,673回答を除く

2. 教員の大会運営への関与 | 負担感

役員に就任している大会においては、就任していない大会よりも、運営における教員の負担が大きくなる傾向がある

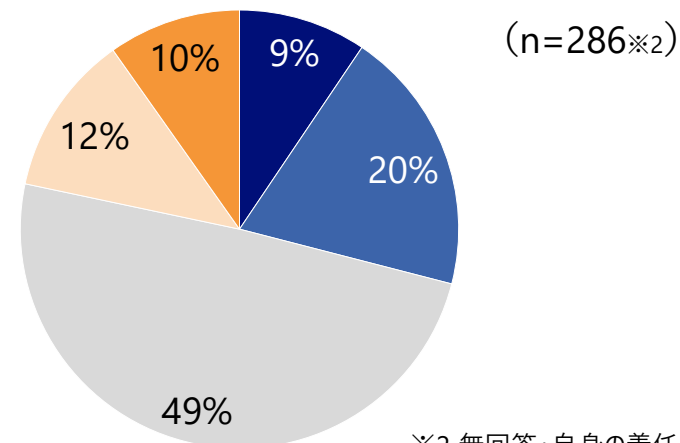
開催前

役員に就任した大会



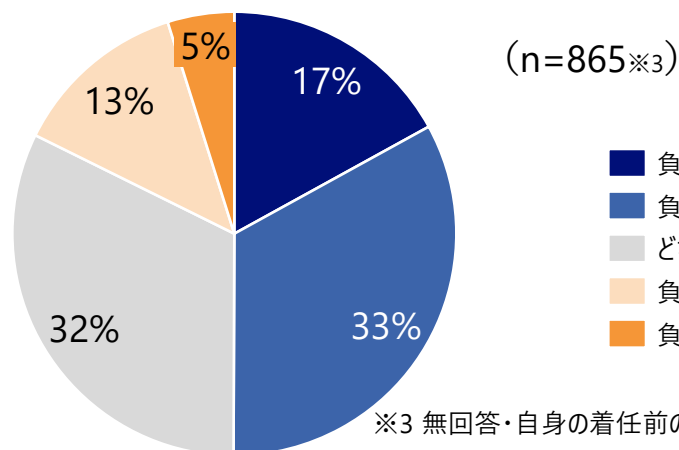
※1 無回答・自身の着任前のため把握していない217回答を除く

役員に就任していない大会

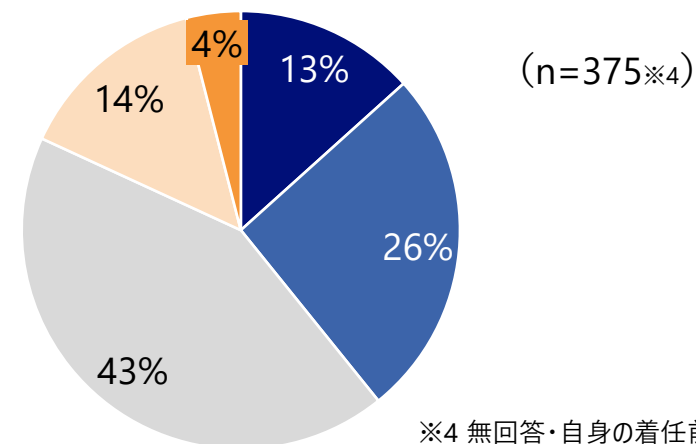


※2 無回答・自身の着任前のため把握していない473回答を除く

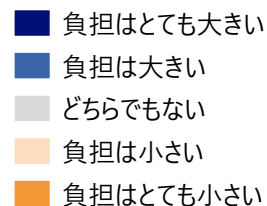
開催中



※3 無回答・自身の着任前のため把握していない55回答を除く



※4 無回答・自身の着任前のため把握していない384回答を除く



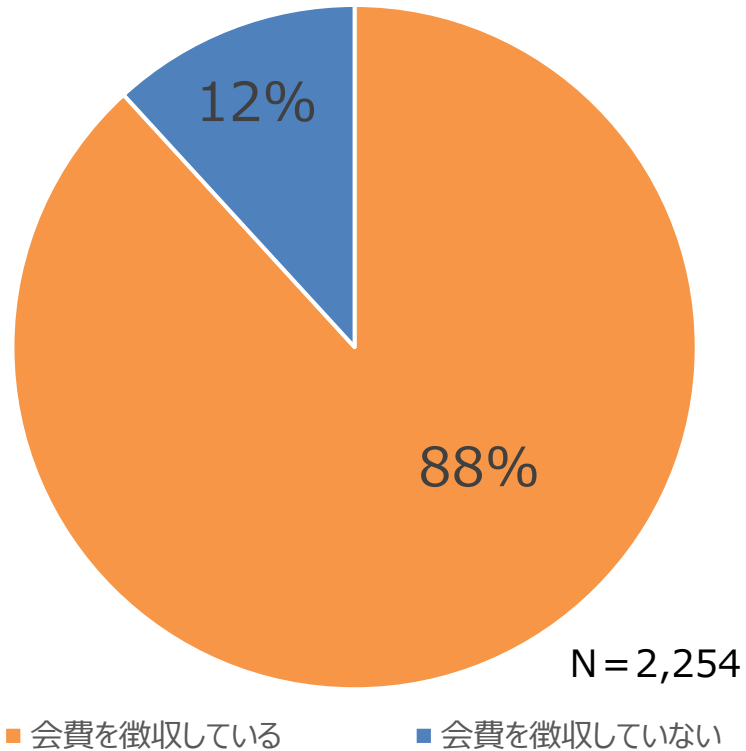
議題 2 関係

地域スポーツにおける会費の在り方

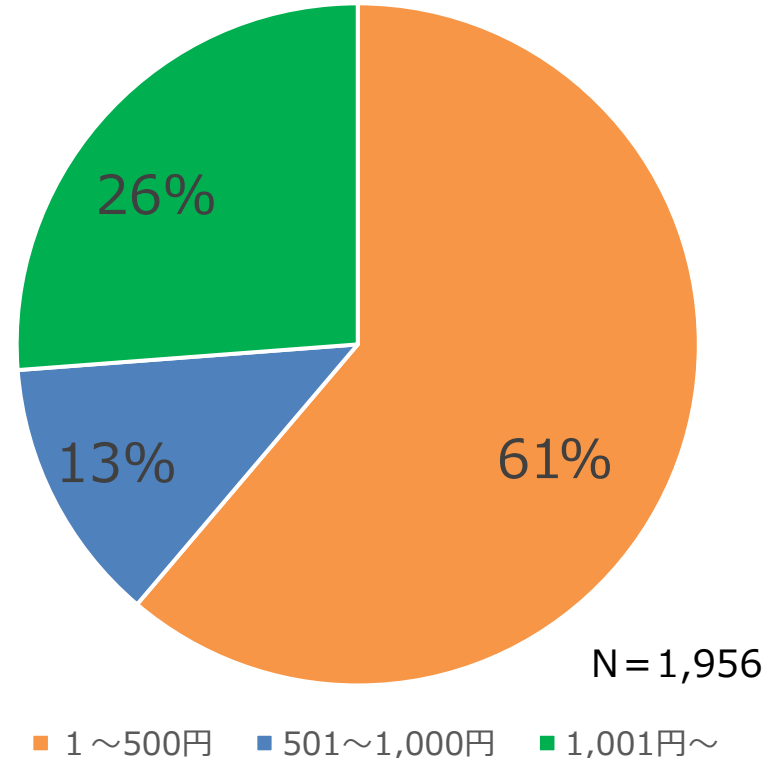
総合型地域スポーツクラブの会費

- 会費を徴収している総合型地域スポーツクラブ：約88%
- 会費を徴収している総合型地域スポーツクラブの月あたりの平均会費：約1,030円

会費を徴収している総合型地域スポーツクラブの割合



会費を徴収している総合型地域スポーツクラブにおける月あたりの会費の割合

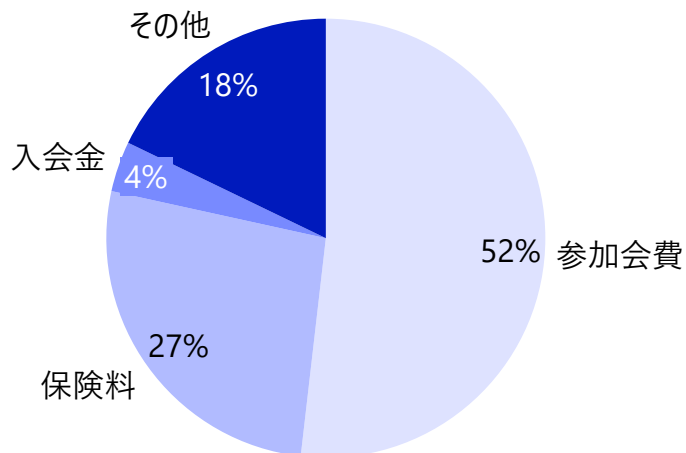


実践研究において地域スポーツに参加するために、 従来の部活動から追加で必要な費用の平均は、17,581円※1

設問

- 本実践研究において、生徒が地域スポーツに参加するために従来の部活動から追加で必要となる費用についてご回答ください
 - ✓ 「地域スポーツに参加するために従来の部活動から追加で必要な費用」とは、部活動が地域移行した際に、従来の部活動から追加で発生する主な費用を指します。従来の部活動でも同様の支出が想定される用品（ユニフォーム等）の購入や会場への移動費は含みません。
 - ✓ 具体的には、生徒の参加にまつわる費用として、生徒一人が参加するために必要な地域クラブ等の運営団体への支出を想定し、クラブへの入会金や参加会費、保険料等を含みます。受け皿となる運営団体への補助（運営費用（人件費、雑務役務費等））は含みません。
 - ✓ 競技別に生徒一人当たりに必要な年間追加負担額を計算しご回答ください。なお、その内訳の金額と実践研究における負担者についてもご回答ください。
 - ✓ 内訳の費目として、記載済みのカテゴリに該当しないものがある場合は、（その他①）、（その他②）の枠を上書きの上、ご回答ください。

費用の内訳 (n=308※2)



各費目の平均金額

費目	平均金額 (円)
参加会費	9,112
保険料	4,679
入会金	653
その他	3,137
年間追加負担額 (生徒一人当たり・年)	17,581

※1：回答者が記入した数値に基づく算出であり、回答者の認識によっては、費目の定義が異なる可能性を否定できない点に留意

※2：実践研究の対象になっている部活動のうち、費用設問に回答のあった数

議題 3 関係

保険の在り方

1. 運動部活動、地域でのスポーツ活動における補償制度

学校の運動部活動は、学校教育活動の一環として行われるため、学校管理下での活動となる。運動部活動中に、負傷などをした場合には、他の学校教育活動中と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターにより給付金が支払われる**災害共済給付制度**により補償される。

一方、地域でのスポーツ活動は、学校管理下での活動ではない。このような活動中に負傷などをした場合の補償制度としては、公益財団法人スポーツ安全協会による**スポーツ安全保険**などがある。

学校教育活動中（学校管理下）の補償

授業中や運動部活動など

民間の保険制度や共済制度

災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター
※学校管理下である部活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

地域でのスポーツ活動中の補償

民間の保険制度や共済制度

スポーツ安全保険制度

公益財団法人スポーツ安全協会
※地域でのスポーツ活動等の補償

公的医療保険（健康保険等）

2. スポーツ安全保険の創設の経緯

<スポーツ安全保険の創設>

- 日本のスポーツ振興とともに、地域におけるスポーツ活動が活発化する中で、傷害事故が増加し、これに対する対応が社会問題化。

国民体育大会での相次ぐ重大事故の発生

- ・昭和28年 第8回 スキー男子大回転 死亡事故
- ・昭和32年 第12回 ラグビー競技、馬術競技 死亡事故
- ・昭和41年 第21回 体操競技 死亡事故
陸上棒高跳、サッカー、レスリング、相撲など95名の選手が受傷
- ・昭和44年 第24回 自転車競技 重傷事故

- 昭和44年 日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）が、文部省（現文部科学省）に対し、スポーツ傷害補償制度の早期整備を要望
- 昭和45年 文部省で補償制度整備への具体的な検討が開始
 - ・東京海上（現東京海上日動）に補償制度の試案作成を委嘱
 - ・日本体育協会に關係団体（加盟競技団体、中・高体育連盟、大学協会・連盟等）の意向とりまとめを依頼

協議の結果、「①掛金はできるだけ低額にする」「②補償はできるだけ厚くする」「③加入手続きは簡便にする」の3要件が示され、昭和46年2月に3要件を踏まえた補償制度「**スポーツ安全保険**」が大蔵省の認可を得て発足。
「**財団法人スポーツ安全協会**」が契約者となり国内全損害保険会社（当時計20社）と一括契約することが決定。

【出典・参照】スポーツ安全協会25年史

3. 災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

1. 掛金比較

災害共済給付制度：共済掛金の額

学校種別	一般児童生徒等
義務教育諸学校	920円 (460円) ※ () 内は沖縄県における共済掛金の額

スポーツ安全保険：年間掛金

加入対象者	加入区分	年間掛金
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A 1	800円

2. 死亡・障害見舞金と死亡・後遺障害保険金の比較

災害共済給付制度：障害等級表		
等級	死亡見舞金 に対する 割合	金額：死亡30,000千円
第1級	133%	40,000千円 (20,000千円)
第2級	120%	36,000千円 (18,000千円)
第3級	104.6%	31,400千円 (15,700千円)
第4級	72.6%	21,800千円 (10,900千円)
第5級	60.7%	18,200千円 (9,100千円)
第6級	50.3%	15,100千円 (7,550千円)
第7級	42.3%	12,700千円 (6,350千円)
第8級	24.6%	7,400千円 (3,700千円)
第9級	19.6%	5,900千円 (2,950千円)
第10級	14.3%	4,300千円 (2,150千円)
第11級	10.3%	3,100千円 (1,550千円)
第12級	7.5%	2,250千円 (1,125千円)
第13級	5%	1,500千円 (750千円)
第14級	2.9%	880千円 (440千円)

スポーツ安全保険：傷害保険 後遺障害等級表		
等級	死亡保険 金に対する 割合	金額：死亡20,000千円 (A1区分の場合)
第1級	150%	30,000千円
第2級	89%	17,800千円
第3級	78%	15,600千円
第4級	69%	13,800千円
第5級	59%	11,800千円
第6級	50%	10,000千円
第7級	42%	8,400千円
第8級	34%	6,800千円
第9級	26%	5,200千円
第10級	20%	4,000千円
第11級	15%	3,000千円
第12級	10%	2,000千円
第13級	7%	1,400千円
第14級	4%	800千円

※ () 内の金額は通学中及びこれに準ずる場合の障害見舞金額。

3. 災害共済給付制度とスポーツ安全保険の比較

3. 医療費（負傷・疾病）と入院・通院保険金の比較

災害共済給付制度：医療費（負傷・疾病）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000円以上 のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 （そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもの のうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	

スポーツ安全保険：傷害保険 入院保険金・通院保険金・手術保険金

保険金種類	対象となる事故	保険金額	保険金支払限度日数
入院保険金	被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による入院、手術、通院が補償されます。	日額 4,000円	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/180日限度
手術保険金		入院中の手術： 40,000円 入院中以外の手術： 20,000円	事故の日からその日を含めて180日以内 1日目から/30日限度
通院保険金		日額 1,500円	事故の日からその日を含めて180日以内

4. 賠償責任

災害共済給付制度：補償なし

スポーツ安全保険：賠償責任保険

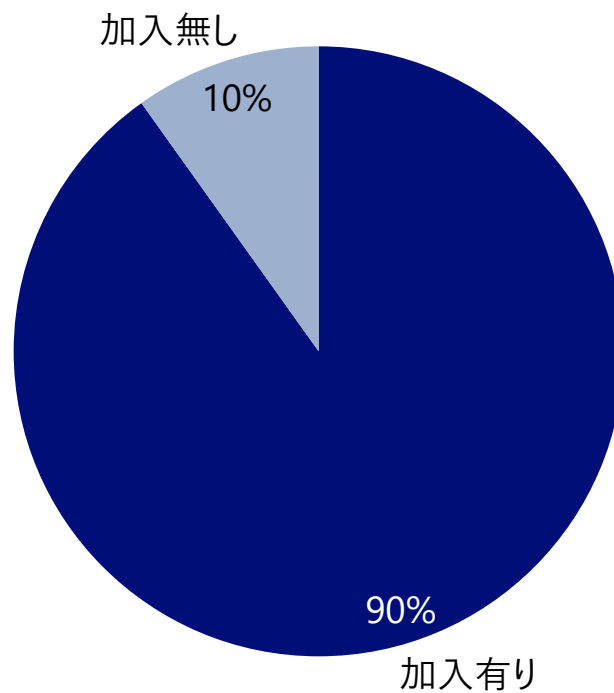
保険金種類	対象となる事故	支払限度額
賠償責任保険	被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中にまたはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。	対人・対物賠償合算 1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人1億円)

9割の拠点校において、地域移行に伴い、保険に加入されている

設問

- 拠点校における保険の加入状況についてご回答ください

保険への加入有無 (n=137)



大会の在り方に関する委員御発言について

1. 今後の大会の在り方

(1) 地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保について

(石井委員)

- 私ども陸上競技の場合、地域に移行していく流れは避けられない、やむを得ないの
だろうと、皆さん認識されているんですが、大会の形がどうなるのかというのを懸念
されている方が非常に多いです。どうしても中体連の大会として開催されている大会
が中学校の場合は多いので、学校の関わり方、あるいは学校の教員の関わり方がどん
どん下がっていくと、大会は一体誰が運営するのか。それから、全日本中学校選手権
もそうなんですが、中体連の大会は、中体連登録をしていないと出場できない仕組み
になっていますので、その仕組みがどういうふうになっていくべきなのかというこ
との懸念というか、議論しなければいけないところがありまして、その辺り、大会の
在り方というものも検討事項の中に入っておりますけれども、ここはかなり陸上競技
でいうと、現場の先生方は非常に気にしておられるところです。(第1回)
- 競技会、あるいは地域移行したときの大会ということで言いますと、私どもは10月
にU18、U16、18歳未満と16歳未満の全国大会を開催いたしました。この10月の
大会は中体連、高体連の大会ではなくて私ども日本陸上競技連盟主催の大会です。で
すので、学校の生徒としてじゃなくてもクラブの所属としても出場できるという大会
だったんですが、中学生年代が多く入っているU16出場者のうち6%ないし7%程度
が学校ではなくて地域のクラブの所属として出場しておりました。そのほとんどが夏
の全日本中学校体育大会、全日中には学校の所属として出ているのですが、学校の名
前じゃなくても出られる大会にはクラブとして出ていましたので、そういうニーズは
やっぱり既に現状でも結構あるんだと思います。また、そこに関わる課題として、日
本陸上競技連盟主催で中体連の大会ではなかったの、学校が出場を認めなかったと
か、先生が引率することを学校長が認めてくれなかったのやむなく地域のクラブか
ら出場したというようなケースもありましたので、大会の枠組みが変わったとしても、
中学生は学校の生徒でもあるので、その辺りの兼ね合いをうまく解決しないと、結
局、板挟みに合うのは生徒であったり保護者になるのかなということも感じました。
(第2回)

(石川委員)

- 子供が減っていく、あるいはこういう制度が変わっていく中で、現場の保護者、生
徒としては、活動の発表の場がどうあるものかというところは大変大きなポイント
になってくる。やはり学校対抗という線に今後もこだわって全中大会を続けていか
れるのか、あるいは中学生というカテゴリーでの大会をなされるかによって参加資
格、あるいは合同チームの編成規定も大きく変わってくると思っております。

地方に行きますと、地方の中での都市部じゃないより田舎のほうは、子供がやりたい種目が選べない現状がますます今後進んでいくこともありますので、中学校の公教育としての大会であるのであれば、やはり小さな学校の子もある程度選べる——今、

社会体育が担っていることの必要性は重々承知しておりますが、保護者の経済的な事情であったり、時間的余裕がなければ参加できないことを考えるときに、合同チーム編成の在り方というものをぜひ御議論いただいた中で、これと併せてやっていただきたい。(第2回)

(石塚委員)

- ・ (第2回検討会議配布資料4) P6に記載のある通り参加資格に関する内容を各団体へ要請し、令和5年度より反映させるべきという点に同意致します。令和5年度より段階的に部活動が地域へ移行されることから、令和5年を一つの目安として、着実にもしくは強く要請するなどの文言変更を検討。(第2回追加意見)

(市川委員)

- ・ 市区町村教育委員会等が認めた地域クラブ(地域部活動)については、合同チーム参加規定の範囲内で出場可能となるものです。地域クラブ(地域部活動)の運営形態等により今後、合同チーム参加規定を検討していくものと考えます。
- ・ 本連盟(日本中学校体育連盟)主催大会以外の大会は数多く実施されており、各競技団体主催のものや、地域や他団体主催の大会等、取組の発表の機会は存在しているものと認識しております。(第2回追加意見)

(遠藤委員)

- ・ 私の住んでいる地区の中体連の大会では、当然学校単位の争いになっていますし、地区の優勝旗を何本確保したかということが、校長先生とか学校の先生方の話題にも結構上る状況があって、そうすると、いわゆる中学校の運動部活動が、どうしても勝利、競技力向上のほうに行かざるを得ない。いわゆる部活動とは何かということを、教育的側面もあるんですけども、そこら辺のことをみんなで考えていかないと、この問題はなかなか難しいのかなと。

そうすると、例えば地域でのスポーツというふうに、地域での中学生のスポーツ活動と考えれば、学校単位でないと大会に出られないという考え方ではなくて、年代年代で出てもいいですよと、学校で出てもいいし、地域で出てもいいしという考え方になれば、もう少し関わりも変わってくるのかなと考えているところでした。(第1回)

(影山委員)

- ・ 以前は、クラブはクラブだけでトーナメントや大会を開いていたんですけども、その垣根を取り払おうじゃないかということで、クラブも、中体連の部活動のチームも、一緒に競技をしていこう、そして、リーグ戦をしていこうということで、サッカーの競技を発展させてきたという自負がございます。

そんな中、現在の競技者、人口がどんどん減ってしまう中で、一つの学校だけではチームがつかれない、そんなときには、もう2校、3校、少なくなってしまった部活動も合同チームでリーグ戦に参加してもいいですよということを促しながら、サッカーをプレーしたい子供たちが、プレーする場がなくならないようにという努力をしてきております。(第1回)

(金沢委員)

- ・ 私からは、資料8ページにあります佐賀県の多久市の事例について御説明させてい

ただきます。(中略) 課題といたしましては、中体連の大会への参加がやはり課題であるということと、会費の発生によりまして、これになかなか御理解をしめされない保護者もいらっしゃるということで、引き続き丁寧な説明が必要だろうということです。

(全日本中学校長会)(齊藤委員)

- ・ 中体連主催の大会の参加資格について
学校の運動部活動に所属する生徒たちは、中体連主催の全国大会を目指して、日々練習に励んでいます。
 しかし、中体連主催の大会は、学校単位で参加する必要があり、地域のスポーツチームに所属する生徒は参加することができません。
 今後、運動部活動を地域に移行する場合、生徒がこれまで目標としてきた大会に出場できなくなれば、生徒や保護者の理解を得ることは大変困難であり、学校に対して、地域移行を進めることについて強い反対意見が出されることが考えられます。そのような状況では、地域に受け皿となるスポーツ活動があったとしても、学校として運動部活動の地域への移行を進めることはできなくなってしまいます。
学校の運動部活動の地域移行を実現させるためには、中体連主催の大会の参加資格を緩和し、学校単位だけでなく、地域スポーツチームも参加できるように見直すことが必須であると考えます。(第2回追加意見)

(齊藤委員)

- ・ 中学生の年代の子供たちが日頃の活動に取り組んできた成果を発揮する機会が大会等になるかと思えます。全ての大会主催者におかれましては、学校単位にこだわることなく、複数の学校、あるいは学校を母体としない地域の人々で運営されている団体についても参加の機会を与えていただけるように、課題の改善をお願いしたいと思えます。(第3回)

(末富委員)

- ・ 社会教育で担い手が多様化する豊かな運動部活動というものを考えたときには、特にネックとなっているのが大会に出場できないということではないかと思えます。私も住んでいる地域に陸上クラブチームというのがありますが、陸上が好きで非常にいい指導者さんがおられるクラブであるにもかかわらず、中体連主催大会に出るのはハードルが高い。一々、学校の校長先生にお願いして、陸上部がない学校でも陸上部があることにしてもらわないと出場できないという結構面倒くさい仕組みがあるんですけども、こちらも担い手を多様化するような形での中学校団体あるいは高校団体の体育大会というものも想定しなければならないのだろうと思えます。
 私が関わっている地域、神奈川県周辺の山間部などにおいては既に中学校の合同での部活の維持すら難しくなっています。そのときに、より広い近隣地域で好きだからスポーツ活動に取り組んでいるといった子供たちが、クラブチームだから、あるいは総合スポーツクラブだからという理由で大会に出場できないというのもまた悲しいことかなと思えます。社会教育であっても、我が国は教育の機会均等の大事な理念がございますので、一定の条件を満たせばですが、多様な担い手、あるいは多様な部活動、クラブも含めて、どのような地域クラブであっても参加していけるほうが生徒の成長にもなるし、スポーツ文化の成長にもなるのではないかと考えます。(第2回)

- ・ 学校以外の地域クラブ等の出場を競技団体・中体連相互に認めていくことは、とくに人口減少地域における児童生徒のスポーツ活動の機会保障のためにも必要であると考えます。また、特に中体連の大会参加資格が学校単位に限定されていることは、部活動の地域移行を大きく阻んでおります。

平成 30 年にスポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても中体連に対して参加資格を見直すよう記載がありますが、実際に緩和はされておられません。ガイドラインの時と同じように中体連から無視されてしまえば、部活動の地域移行が進まなくなってしまいます。中体連が大会の参加資格の見直しに対して真摯に向き合うよう、単に要請するだけでなく、実効性のある取組が必要だと考えます。

また、中体連として、なぜ大会参加資格を学校単位に限っているのか、地域スポーツに参加している生徒を排除することで生徒にどのようなメリットがあるのか、教育を標榜する団体として同じ中学生であるにもかかわらず排除していることについてプレイヤーセンター・チルドレンファーストの観点からどう考えているのかなどについて検討会議で明確にさせていただき、それらを踏まえて議論していくことが必要だと考えます。

その際、中体連として、学校の部活動に参加していない生徒の分も含めて分担金を徴収しているにもかかわらず、大会参加資格を限定していることとの整合性も明確にさせていただくことが必要だと考えます。(第 2 回追加意見)

(西委員)

- ・ 中体連主催の大会では、複数校による合同チームは、市町村大会や都道府県大会までは出場できますが、それ以上のブロック大会や全国大会へは出場できないケースがあります。(第 2 回追加意見)

(2) 全国大会をはじめとする大会の在り方について

(石川委員)

- ・ 中体連大会の意義というのは大変大きいものがあるということは間違いないと思うんですが、一方で、当時から私学優位な大会であったり、公立中学校でありながらも、強化を目的に住所変更などをして全中を目指している、一部やり過ぎというふうな課題もあったかと思います。(第2回)

(石塚委員)

- ・ 現行のサッカーによるクラブ対抗大会(ユース大会)などを参考に各競技団体などと連携し、参加資格等の統一などを図る(第2回追加意見)

(市川委員)

- ・ 日本中体連としましても、皆様から御指摘のとおり、大会の在り方でありますとか、その辺のところは検討を始めたところでして、そのリズムはちょっとゆっくりなんです。それと、この検討会のリズムも速いもので、その辺の兼ね合いをどうしていいのかなど、私の中での課題の一つではありますが、大きな流れとしましては、やはり学校のため、子供のため、また職員のためというふうに考えますと、この検討事項については、深めていただく中で周知をして、進んでいっていただければありがたいと思っております。

- ・ 大会の部分についてですけれども、日本中体連が実施をしています大会は年に一度です。その予選会であるブロック大会――9ブロックに全国を分けておりますけれども、それも一度です。都道府県の大会については、全てを承知しているわけではありませんけれども、1回ないし2回かと思っております。それに加えて市町村単位を中心とした地区大会があるのかなと思っております。

また、競技志向等の話もありましたけれども、一般的な中学校はですけど、地区大会1回戦で50%の学校は大会が終わるんですね。2回戦で75%が終わるんです。それをもって競技志向と言うのかどうか、ここは難しいところですけれども、活動の仕方については、競技を望む子、強化ですね、強化を望む子もいれば、活動を楽しみ、レクリエーションを望む子もいる。それが混在しているのが学校の部活動なんです。

ですので、私どもは、先ほど青木先生のほうから学校のマネジメントという話も出ましたけれども、部活動運営については、参加できる条件によって子供のニーズに応えられるような活動をしましょうというのを常々申し上げている。それは保護者に理解をいただくこと。また、加えて先生方の活動が過度の支障にならないよう保護者にも子供にも理解をしてもらった上で運営しましょうという話を述べさせてもらっているのがここ数年の部活動のやりようかなと思っております。(第2回)

(影山委員)

- ・ やは리스ポーツというのは日常に関わっていたほうがさらに人々が幸せになる効果は大きなものだということで、リーグ戦文化をつくろうということを我々サッカーでは進めていまして、先ほどから地方に行くと部活動でも参加人数が減ってしまっているところがある、それを何校か集めると、この意味では既に行われていると思うんですけれども、我々サッカー協会では、ゲーム環境プロジェクトという、みんなが

リーグ戦を楽しめたりするためのゲーム環境を将来的にどうしていこうかということを考えるプロジェクトで、今やっていることなんですけれども、チームの人数が 11 人集まらないところが実は結構あって、11 人集まらないから無理だよと活動をやめてしまう、そんな人たちを何とか救おうじゃないかと取り組んでいるところ。(中略) 我々のようなスポーツ団体、NF が様々な趣向を凝らして、いや、11 人集まらなくてもいいじゃないか、8 人でも 5 人でも参加できる、そんなローカルルールリーグを県まではいかなくても市ではやっていこうなんていう柔軟な考え方が我々スポーツに携わる特に指導者、それから競技に関わる者たちの持っていなければいけない考え方だろうなと思っています。(第 2 回)

(末富委員)

- ・ 「プロを目指すわけではなく、スポーツを楽しみたい」という生徒のためにも大会の多様化・複線化は必要だと考えます。大会という形式ではなく、交流戦などの平常の活動だけでも、機会として十分だと感じる生徒もいる可能性もあり、ニーズ調査での生徒の意識の把握も待たれます。(第 2 回追加意見)

(山本委員)

- ・ 登録数として男女で、多いときで 25 万人おりました。今ちょっと減ってきてまして、今年の数字でいいますと、男女合わせて 21 万人。チーム数でいいますと 1 万 2,500 チーム、この中にクラブと B ユースプロクラブのユースチームが入っておりますが、これは非常に少ない数ですので、部活動が九十数%と捉えております。非常に多くの子供さん、生徒さんがやっていただいている、これは未登録のチームも含まれていまずので、もっと大きな数が、実際バスケットボールをやっていただいております。
この数をしっかりと、オリンピックにつながる選手だけを配置する、その目標ではなくて、ぜひ補欠をなくしたいということで取り組んでいることもあります。これは大会の在り方とつながってくる部分。
- ・ ニーズとは何かいうことを言ったときに、指導者が求める、勝ちたいというような競技志向的な考え方と、その対極にあるレクリエーション的な志向という、大きく分けて二極、これが子供さんにもあるんじゃないかということ、それをちょっと提案しましたところ、そのとおりでという意見ばかりでした。U12 でも、U15 でも、そして、私、育成方針というものをつくっておるところですが、二極のところ、間に中間層というのを入れまして、3 層考えました。ハイパフォーマンス層、いわゆるオリンピックを目指すような強化層、ここだけじゃなくて、対極のレクリエーション層、楽しみたい層というのがある。その間にある中間層というものも当然存在するぞということと、その生徒さんと教員の方々、指導者の方々の掛け合わせをしないと、不幸な部分が生まれるぞということがあって、これはコーチングのほうにも出てくるわけなんですけれども、イロハのイですね。
- ・ 日常の活動のみならず、成果発揮の場としての大会が必要であるということで、日常の活動のみならず、バスケットボールにおいてはリーグ戦制度を各都道府県でつくって頂きたいということをお願いして、今、やっております。これは、部活動に加え、まちクラブ、B ユース、全て出場可能な参加資格としています。また、1 月に全国大会設置、これは今年の 1 月で 2 回目を数えました。(第 3 回)

2. 大会引率や運営に係る教員の負担の軽減

(1) 教員の大会参加の引率

(佐藤委員)

- 先ほど保護者の介入、その対策をというふうなことで言われたところがあったかなと思っておりますが、私の経験からも、やはり熱くなった保護者はどうしても周りが見えづらくなって集中的に言ってしまうということが現実問題としてあるかなと考えているところであります。ですけれども、逆に言えば、そういった方々をうまく活用していただいてこちら側に取り込んでいくなんていう方法もあるのかなと考えているところであります。もともとがそういった熱い思いを持っている保護者であれば、外部指導的な部分でも、もしくは引率であったり、先生方ができない部分のフォローもお願いすればできるのではないかな、そんなことも考えているところであります。

(第2回)

(末富委員)

- 教員は、学校における日々の部活動の練習の指導だけでなく、休日に開催される大会への引率も担っております。全国大会が開催されれば、そこに至るまでに多くの地区予選や県大会などが実施されておりますし、全国大会ではなくとも関東大会などのブロックごとの大会も開かれており、年間を通じて数多くの大会が開かれています。シーズン中ともなれば、教員は毎週にわたり大会への引率を担う状況もあります。(第2回追加意見)

(2) 大会運営への従事

(金沢委員)

- ・ 地域移行された際に、顧問教員が関与しなくなった（できなくなった）場合に、大会等を運営するための人員も確保する必要があります。（第2回追加意見）

(末富委員)

- ・ 教員は大会への引率だけでなく、審判などとして運営に参画しており、これらも大変な負担になっている実態があります。
大会引率だけでなく、審判などで大会運営へ参画することも含めて、教員が担わなくて済む体制を速やかに構築していくべきと考えます。（第2回追加意見）

(西委員)

- ・ 現在、教員が部活動で行っているのは、単に生徒たちへの競技指導だけではなく、部活動を通じた生活指導、各種目別競技大会の企画・運営についても担っていただいています。
中学校の種目別競技大会については、ほとんどの競技で、教員からなる市町村や都道府県の中学校体育連盟が、事前準備から当日の運営、その他の事務処理を行っていただいているため、部活動を地域に移行した場合、大会運営を誰が担うのかという大きな課題が残ります。（第2回追加意見）
- ・ 高校総体や全中大会などは、開催地域の種目別競技団体が審判等で運営に携わっていることが多いです。そういったことから、大会運営を地域が担う場合は、参加費による大会運営経費の捻出などの問題はありますが、市町村スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブが、ビジネスベースで大会運営を請け負うことができるのではないかと考えられます。なお、現在も種目によっては、教員が種目別競技団体の役員として、社会体育としての大会運営に関わっているケースもあるため、教員の地域人材としての活躍の場は外せないと思われます。
また、公共施設よりも民間施設の方が、競技環境が充実している施設を利用するような競技種目（例えば：水泳、ボウリング、ゴルフなど）では、ここでも大会運営経費の捻出が最大の課題となりますが、民間事業者に大会運営を委託することも考えられます。（第2回追加意見）